

## 新型インフルエンザ対策特措法に基づく緊急事態措置の内容（報道情報）について

### 1 緊急事態宣言の発出見込み

4月23日（金）午後

### 2 期間の見込み

令和3年4月25日（日）～5月11日（火）

### 3 措置内容（報道による情報）

飲食店	酒類、カラオケ設備を提供する店には休業を要請。 提供しない店には午後8時までの営業時間短縮を予定。
大型商業施設 （床面積1000平方メートル以上）	生活必需品の売り場などを除いて休業を要請
大規模イベント	原則無観客
その他の案	<ul style="list-style-type: none"><li>・鉄道・バスなど公共交通機関に対して、週末や休日の減便を要請</li><li>・テレワークの強化</li><li>・都道府県をまたぐ不要不急の移動の自粛</li><li>・学校の一斉休校はしない。部活動やサークルで感染リスクの高い活動については一定の制限や自粛</li><li>・路上、公園の集団飲酒に注意喚起</li></ul>